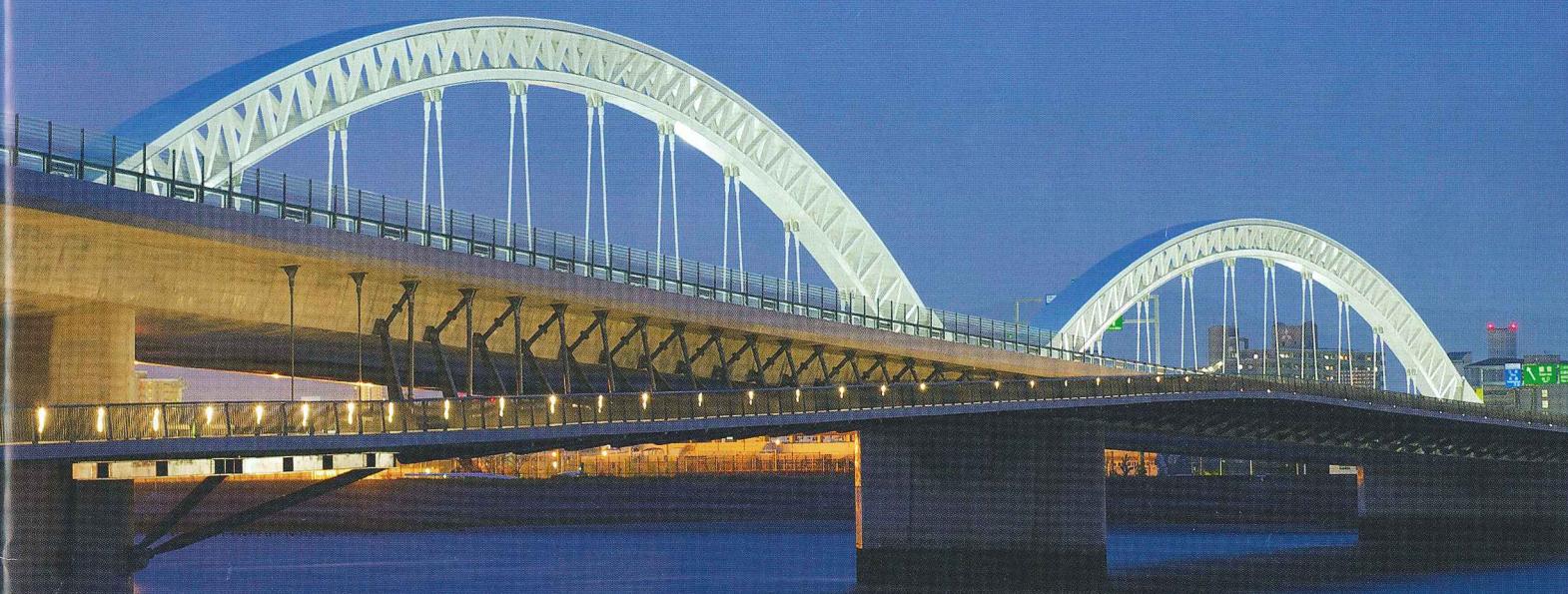


2014 4.28

日経
NIKKEI
CONSTRUCTION

コンストラクション



特集

解決! 「ヒト・モノ不足」

難局は現場の知恵で乗り越えられる

■ トピックス

「外国人実習生」は戦力になるか?

■ 事故に学ぶ

想定外の地質構造で橋脚が沈下

■ 土木のチカラ

使い勝手から生まれた独特の線形の橋

復興に分別土砂の活用を、地盤工学会がルール化を提言

地盤工学会の「復興資材提言委員会」(委員長：勝見武・京都大学教授)は3月28日、東日本大震災の津波で大量発生した災害廃棄物を処理して得られた分別土砂などを、復興事業で積極的に活用すべきだとする提言をまとめた。

震災で発生した災害廃棄物は約3000万t。このうち土砂とコンクリートは、重量比でそれぞれ3分の1を占める。土砂については廃棄物と分離することで、通常の土砂と同等の品質の「分別土砂」として再生できる。また、コンクリートのがれきは、適切に処理すれば「再生碎石」として資材にすることが可能だ。

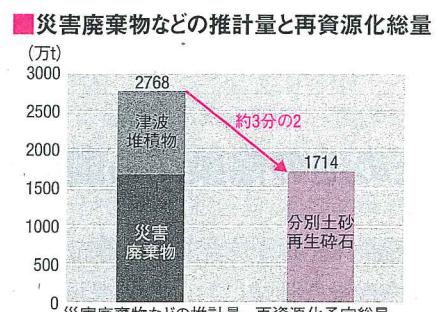
しかし、災害廃棄物から得られることによる抵抗感や、自治体の部局間の縦割りなど、様々な理由で活用が進んでいない。被災地の災害廃棄物処理は福島県の一部地域を除けば

2013年度末にほぼ終了したもの、分別土砂などの利用先が決まっていないケースは少なくない。一方で、新たな土取り場の開発による環境負荷の増大が問題となっている。

品質管理基準の必要性も指摘

提言では、復興事業に分別土砂などを活用していくために、新たな制度を設ける必要があると指摘した。具体的には、国土交通省が直轄工事を対象として再生資源の利用を促進するために定めた「リサイクル原則化ルール」と同様に、「復興資材利用原則化ルール」を制定すべきだとした。

このほか、分別土砂などの有効利活用を進めるために、品質管理の基準や設計・施工に関するガイドラインなどを整備する必要があると提言した。災害廃棄物から再生した資材の割り当てについては、個々の事業で



東日本大震災の被災3県の沿岸市町村における2013年12月末時点の災害廃棄物などの推計量と、再資源化の予定総量(資料:地盤工学会)

はなく地域全体でマネジメントする必要があるとした。

地盤工学会は6月にも、災害廃棄物から得られた資材の試験方法や、用途別の利用方法などを示した「復興資材活用ガイドライン」を作成し、さらなる活用を促す考えだ。提言をまとめた京都大学の勝見教授は「首都直下地震や南海トラフ巨大地震など、将来の大災害に向けた備えにもなる」と意気込む。(木村 駿)